

- *1 株主リストは、株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する必要があります。ただし、複数の議案で各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨記載の上、1通を提出すれば足够了。
- *2 当該決議事項につき議決権を行使することができた全ての株主の議決権を意味し、株主総会に出席せず、又は議決権を行使しなかった株主の分も含みます。
- *3 株主の氏名等は、株主総会への出席や議決権の行使の有無にかかわらず、記載してください。
- *4 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合を多い順に加算し、その合計が3分の2に達するまでの株主か10位以内の株主かいずれか少ない人数の株主を記載してください。なお、同順位の株主が複数いることなどにより10位以内の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください。
- *5 種類株式発行会社については、「株式数」欄に、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の種類については、登記された名称のとおりに記載してください。なお、種類株主総会決議についての株主リストを作成する際には、当該種類の株主のみを記載すれば足够了。
- *6 登記所届出印を押印してください。